

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和8年2月24日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所1階101会議室に招集する。

記

- 議案第51号 農地法第3条の規定による許可について
議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第54号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について
議案第55号 農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）について
報告第47号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第48号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第50号 農地改良届出について

農業委員

出席者 12名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	5番 加藤ふく子
6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一	9番 山田 正子
10番 杉本 常男	12番 塚本 信子	13番 酒井 行教	14番 杉浦 俊広

欠席者 2名

4番 近藤 輝彦	11番 神谷 友裕
----------	-----------

農地利用最適化推進委員

出席者 12名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎	9番 杉浦 克敏
10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也	13番 稲垣 重雄

欠席者 1名

6番 杉浦 克己

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 7番 塚本 忠 8番 山本 坂一

議 事

議 長 はじめに、議案第54号整理番号197から199までを上程します。
なお、本件は、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、山
田友樹委員は退席をお願いします。

(山田友樹委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

6ページをお願いします。

議案第54号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号197]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年4月1日から令和17年11月30日まで

以下、8ページの〔整理番号199〕までの申し出がありました。
内容については、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第54号整理番号197から199までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第54号整理番号197から199までを原案
通り決定します。

(山田友樹委員着席)

議長 つぎに、議案第54号整理番号200及び議案第55号整理番号1を
上程します。
なお、本件も農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、
加藤彰夫は退席いたします。
退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

(加藤彰夫委員退席)

杉浦俊広 それでは事務局に説明を求めます。
委員

事務局 それでは、説明させていただきます。

8 ページをお願いします。

議案第 5 4 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 2 0 0〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 1 月 3 1 日まで

9 ページをお願いします。

議案第 5 5 号

農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）について

こちらはこれまで中間管理機構を介して利用権を設定していた農地で
あって、借受人のみを変更するものになります。

〔整理番号 1〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年4月1日から令和16年11月30日まで

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
委 員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第54号整理番号200及び議案第55号整理番号1を原案の
とおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第54号整理番号200及び議案第55号整理
委 員 番号1を原案のとおり決定します。

(加藤彰夫委員着席)

議 長 それでは、議案第51号から議案第55号及び報告第47号から報告
第50号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。
1ページをお願いします。
議案第51号
農地法第3条の規定による許可について

〔受付番号 2 1〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 8 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

〔受付番号 2 2〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は 1 6 9 a になります。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2 ページをお願いします。

議案第 5 2 号

農地法第4条の規定による許可申請について

〔受付番号4〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

申請地は、高須市民館の南西約220mのところに位置しています。
農地区分は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて家族4人で暮らしていますが、資産整理に伴い自宅を売却したため、市街化調整区域内ではありますが、自己住宅120.84㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3ページをお願いします。

議案第53号

農地法第5条の規定による許可申請について

〔受付番号23〕

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

駐車場及び仮設トイレ

申請地は、北部生涯学習センターの南東約200mのところに位置しています。農地区分は農用地区域内農地です。

申請人は、碧南市に本社を置き、主に砂利及び粘土採取業を営む法人です。申請人は、近隣で計画している砂利採取の作業員用駐車場及び仮設トイレ置場として一時転用したく、本申請に及んだものです。

また、道路占用許可については土木管理課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

[受付番号24]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

資材置場

申請地は、愛知教育大学附属高校の南西約300mのところに位置しています。農地区分は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満の農地であるため第2種農地と判断いたしました。申請人は、井ヶ谷町に本社を置き、水道工事業を主な事業とする法人です。これまで使用していた資材置場が使用できなくなったため、会

社近隣にて資材置場の整備を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、資材置場690㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和7年7月28日付けで、農用地利用計画を変更することについての完了通知を受けております。

4ページをお願いします。

議案第54号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号190〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和8年4月1日から令和17年11月30日まで

以下、6ページの〔整理番号196〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

10ページをお願いします。

報告第47号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号41〕

(所在及び面積)

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、11ページ〔整理番号45〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

12ページをお願いします。

報告第48号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号137〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、16ページ〔受付番号156〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

17ページをお願いします。

報告第49号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号240〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和8年1月15日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、20ページ〔整理番号247〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

21ページをお願いします。

報告第50号

農地改良届出について

〔受付番号15〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)



(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和8年1月16日から令和8年3月31日まで

以下、〔整理番号16〕までの届出がありました。

内容につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

議 長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

杉本常男 議案第51号受付番号21の件について、面積が小さいですが理由が
委 員 ありますか。

事 務 局 道路買収で減少した分を補填するものになります。

近藤俊彦 譲受人は隣接地に畑を持っており申請地の現況は田になっていますが、
委 員 畑に切り替えて耕作すると聞いております。

杉浦克敏 議案第51号受付番号22の件についてですが、自分で耕作する予定
委 員 ですか。

事 務 局 そのように聞いております。他の耕作地の状況等も確認しております。

杉本常男 議案第53号受付番号24の件について、期間が記載されていません
委 員 が、何年間を予定しているものですか。

事務局 永久的な転用になるかと思いますが、賃貸借権の設定は20年となっております。

議長 議案第52号受付番号4の件について、農家住宅ではなく一般住宅ですか。

事務局 そのとおりです。

議長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。議案第51号から議案第55号及び報告第47号から報告第50号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第51号から議案第55号及び報告第47号から報告第50号までを原案通り決定します。
本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

7 番 _____

8 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 酒 井 武 士

主 事 加 藤 立 紀

主 事 長谷川 明 美